

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

燕市全域

(1) 現況

本地域は、越後平野のほぼ中央に位置し、信濃川をはじめ中之口川、西川などの水資源に恵まれ、農業経営は稲作を中心に行われている。担い手への農地の集積も進んできており、農道やかんがい施設の保全管理等に要する担い手の負担を軽減することが必要である。また、飛燕舞（減農薬、減化学肥料のコシヒカリ）等のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、農業者等が共同で取り組む保全活動を活性化するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	燕市全域	法第3条第3項第1号及び、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

・推進体制の整備

市は、県、農業団体等との連携のもと、認定事業の円滑かつ効率的な実施が図られるよう、農業者団体等に対し地域の実状を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することとする。